

2020年度DRP検討委員会

第1回会合議事録

日時： 2020年4月30日(木) 10:00～11:10

場所： リモートでの開催

1. 議題：

1. 2019年度第5回DRP検討委員会議事録案
2. 2019年度DRP検討委員会 答申案及び報告案について
3. 2020年度活動方針について
4. 紛争処理方針および手続規則改正施行、電子化実施の日程について
5. シンポジウム開催の日程などについて
6. その他

2. 資料

- 資料1 2019年度DRP検討委員会第5回会合議事録（案）
- 資料2-1 2019年度DRP検討委員会 答申（案）
- 資料2-2 2019年度DRP検討委員会 報告（案）
- 資料3 2020年度DRP検討委員会活動方針に向けた検討課題リスト（案）
- 資料4 紛争処理方針および手続規則改正、電子化の実装スケジュールについて

3. 出席者(50音順)(敬称略)

	氏名	所属
DRP検討委員会 委員長	井上 葵	アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 弁護士
DRP検討委員会 委員	卜部 晃史	弁護士法人 瓜生・糸賀 法律事務所 弁護士
DRP検討委員会 委員	早川 吉尚	立教大学 教授/弁護士
DRP検討委員会 委員	山口 裕司	大野総合 法律事務所 弁護士 日本知的財産仲裁センター副センター長
担当理事	曾根 秀昭	JPNIC 常務理事 DRP 担当

JPNIC事務局： 前村 昌紀、林 宏信

4. 傍聴

JPRS： 白岩 一光、佐々木 翔

5. 議事

10時に2020年度DRP検討委員会委員長井上氏により開会された。

議題1. 2019年度第5回DRP検討委員会議事録案

- ・ 議事録案（資料1）については、既にメールにて委員各位に確認依頼しており、本日は、特段の意見も無く、引き続き5月4日を期限としてメールにて確認の上、最終版とする。

議題2. 2019年度DRP検討委員会 答申案及び報告案について

- ・ 本来ならば前回会合の2019年度第5回会合での意見を反映させたものを、最終答申として作成し、メールで確認のうえ最終案を作成するという段取りで進めたかったが、2019年度の主な活動内容である、紛争処理方針および手続規則の改正案、電子化、さらに、シンポジウムの開催とパネリスト候補研修会などについて、ことごとく延期しなければならない状況にあるので、再度、今回2020年度第1回検討委員会会合で確認いただき、答申や報告を行う。という新たな段取りで進めたい。（林）
- ・ 文案に関しては、基本的に前回のエントリーを踏まえたものになっており、私が見たところだと、方針案の方は、現状のままで良いのではないかと。
報告案の方では、2020年7月にシンポジウムを開催することを前提とした案になっているのでそこをどうするか議論すべきではないかと思う。
他の議案とも絡むが、具体的なシンポジウムの開催日程については、後の議題で検討する方向で、アジェンダを作成いただいていると理解している。（井上）
- ・ 延期はせざるを得ないと思うので、先にそちらの方の議題もやっておかないとこちらの議題が固まらなるとすると、併せて進めていただいて良いと思う。今日の段階でも、緊急事態宣言の延長の方向性は見えており、どのくらい延長になるかについては、予断を許さない状況にある、ただ、7月10日というのは、告知の期間とかも考えると、緊急事態宣言の延長がそれほど長くないものになったとしても、準備の過程を考えると不可能である。また、7月にどうしてもやらなくてははいけないという理由もないので延期することについては、異論はないだろう。具体的な時期については、読めないのではないかと。日程が、まだ確定できないということなのであれば、こちらの記載は、2020年にシンポジウムの開催をすることを決定し、開催に向けて検討を行ったという記述にしておけば、報告書としては十分ではないか。（早川）

- ・ 報告案の②のところで、2020年7月10日となっているところを省略して2020年にシンポジウムを開催することを前提とし、開催の検討を行った。という記述にして頂ければ良いと思う。
答申案、報告案は、完全にファイナルにしなければいけないのはいつか。(井上)
- ・ 6月15日開催の理事会に答申への対応という議案で諮りたい。その2週間前には、執行理事会があるので、ファイナルは、5月末ぐらいまでに受け付けば間に合う。
(林)
- ・ 現状は、案の段階なので、連休明けぐらいまでにコメントがあれば、メールベースで確認し、それを踏まえて内容を完全なものにしていく流れで大丈夫か。(井上)
- ・ 延期せざるを得ないシンポジウムの日程の部分を削除する以外は、中身については、異論はない。さらに、この1ヶ月で劇的に何か変化するようにも思えないので、今日、この意見でまとめれば、多少早めだが、他の委員の先生方のご意見次第で、答申案、報告案を確定しても良いのではないか。(早川)
- ・ 方針案の方は、電子化に伴うところの記載がほとんどなので、今回の内容と齟齬がないようにしておけば、大丈夫だと思う。(井上)
- ・ 答申案では、今回の資料については、参考資料になっている。紛争処理方針および手続規則の改正案を添付資料とすることと併せて、新旧対照表は、これまでは、JPNICの理事会向けの社内の作成資料として扱ってきたが、今回は、新旧対照表についても、答申の添付資料とする方が分かりやすくてよいのではないかと考えるが如何か。(林)
- ・ 同意する。私は全部含めて良いと思う。(早川)
- ・ 異論がないようなので、そのような扱いにすることにしたいと思う。(井上)
- ・ 答申、報告は内部的にはこれで固めるということで、万一何かあれば5月4日までにJPNIC事務局に連絡していただくこととして、それで、最終の資料としてJPNICの中で対応を進めてさせて頂く。(林)

議題 3. 2020年度活動方針について

議題 4. 紛争処理方針および手続規則改正施行、電子化実施の日程について

議題 5. シンポジウム開催の日程などについて

- 議題のリスト 3 である 2020 年度活動方針については、資料の 3 と 4 が関係する。まず、資料の 3 で、課題のリスト 1 の答申、報告を作成するというのは、ただいま議論した。次は、課題のリスト 2 だが、紛争処理方針および手続規則改正の施行、および電子化の実施について、延期せざるを得なくなったが、速やかな施行および実施を進めるということだが、資料の 4 の方に見直した案があるので、これに関して追加の説明をお願いします。(井上)
- 見直案をここに提示したが、これによれば、6 月 15 日の JPNIC 理事会において改正案の承認を諮るところまでは、フィックスだと考えている。改正案の施行と電子化の運用開始については、余裕を持って 10 月 1 日にしているが、主に JIPAC の対応次第で、9 月 1 日にできるのであれば、目処が付くことが前提として検討したい。その辺は、JIPAC、山口先生の意見も伺いつつ方向性を固めたい。シンポジウムは、物理的な実開催としての制約からの判断があると思うが、処理方針および手続規則の改正案の施行と電子化の実施は、このような状況のもと進めるのは、大変だろうが、JIPAC のオフィスの運営状況次第であり、シンポジウムほどコロナの影響がクリティカルではないという面もあり、内部の対応が可能であれば、できるだけ早く進めたいと考えている。(林)
- 仲裁センターの方は、この状況下、緊急事態宣言がでてから、5 月 7 日までの予定で、公式には業務を止めている状態である。日弁連の職員と弁理士会の職員が、一名ずつ出向して、事務的な事務局の業務をやっている状況だが、日弁連の職員は、自宅待機方針を取っており、その関係で、基本的には新規受付を止めているという状況。ドメイン名に関して言えば、1 件係属している案件については、約一か月間の期間を延長する状況で止まっている。日弁連の職員としての業務体制がどうなるかはっきりしないが、完全に止め続けるわけにいかないのので、再開する方向で議論している状況である。電子化に関しては、多少実施するための準備を進めてはいるが、日弁連の職員に関しては、在宅勤務前提の中で対応している状況なので、準備が遅れていることは確かであり、実施日を遅らせることに関しては、異論はない。9 月 1 日という話は、今日初めて聞いたので、10 月 1 日とどちらが良いというほどの違いはないが、シンポジウムの日程とリンクして対応を検討したい。パネリスト候補者研修も、今後パネリストとの書面のやり取りも変わることなどもあり、開催しなければならない。これも、リモートになるかもしれないが、これとの兼ね合いでも日程を検討する必要がある。(山口)
- 今の話を聞いている限りでは、緊急事態宣言なり、コロナウイルスの影響がいつごろ

解けるかによって、そのとき JIPAC の事務体制とかが変りうることになっていて、JIPAC の事務体制次第で、いつ頃研修会が開けるか、そして新しい電子化の体制にするかということのフィジビリティが変わってくる。シンポジウムの日程も含めて規則の改正点と実際の電子化のスケジュールを一致されるとすると、今ここで決めても、また変更しなくてはいけない可能性があるので、とりあえず様子を見て、内容などは今日決めて、報告であげても良いと思う。いつ施行するのかというところだけは、ペンディングにしておくことで問題ないと思う。あるいは、施行日は理事会決定が必要だと思うが、そこについてはコロナウイルスの状況を見た上で、DRP 検討委員会とか事務局とかに一任という形で理事会決定をしてもらえば、もう一回その施行日だけのために理事会を開く必要性もないと思う。その辺の柔軟な対応というのは、JPNIC のガバナンスとの関係で可能か。(早川)

- 早川先生の提案のように、実際の施行日については、状況により判断するという内容で、理事会を通すことは可能なので、その方向で進めさせて頂く。(林)
- それで纏めていただき、実際に施行日は、JPNIC 理事会としては、事務局に一任していただく。けれども事務局としては、DRP 検討委員会に JIPAC の山口先生もいるので、こちらに相談していただき、最終的な施行日を決める。これに関しては、ウェブ会議を開かなくても、メールでの確認で大丈夫だと思う。(早川)
- その方向で異存ない。山口先生は。(井上)
- 私の方も、柔軟であり、JPNIC の方針に沿ってという反面、JIPAC として、電子化を進めるのに、このような状況だからこそ早く進めた方が良いという面でもある。他方で準備がうまく進んでないこともあるので、柔軟に対応したいと思うが、ここで具体的日程を決められないことも確かなので、事務局の方で決めるという感じにするのであれば大丈夫。(山口)
- JPNIC としては、内容的には問題なく、実態としては、担当理事一任という形で理事会を通すことになる。(林)
- 担当理事が、検討委員会と調整の上という形だと思う。(曾根)
- 国でよくある省令で定める日からの様な雰囲気だと思う。(井上)
- 補足だが、処理方針および手続規則の改正は、30 日前には公開しなければいけないこ

とになっているので、その辺りの日程を考慮して検討したい。(林)

- 見直したうえで、スケジュール案はそのように進めることとする。資料3の検討課題リストの議題の方に戻る。(井上)
- 今までの話の中で、念のため確認だが、シンポジウムは、時期を判断して実開催をしなければ余り意味がないと考えるが、リモート開催すれば良いというご意見があれば、その対応は検討しなければいけないと考えている。(林)
- 今予約が入っている現在の日程は、リリースの連絡をしておく。日本国際紛争解決センターでの開催とすると、150人程入れる会場があるが、そこに会場の動画撮影とか、プレゼンテーションなど投影できるシステムあり、そこからブロードキャストを同じにするということも可能。あるいは録画をして、一定期間中はアップしておいて各自がストリーミングで見られるようにすることもできるので、フィジカルに開催するのが良いと思うが、どうしてもコロナの影響で外出したくないというステークホルダーの人がいるのであれば、それに対応もできると思う。(早川)
- 開催時期は、電子化の実施以降ということになると思うので、あまり影響はないかも知れないが、オリンピックが延期になったことにより、会場のアベイラビリティというのは、9月、10月以降は大丈夫か。(林)
- 現状、色々な所が延期して、その辺のアベイラビリティを探っている状態なので、早いもの順に入っていくことになると思うが、どの週も全く入れられないということはないので大丈夫だと思う。(早川)
- 渡邊敏先生に日程を押しえていただくようお願いしていたので、延期になったということをお伝えする。(山口)
- 事務局から、ワーキンググループの先生方にも同じ連絡を「詳細決まり次第またご連絡します。」という形でご連絡おねがいする。(早川)
- 準備や、会場の日程を押しえるのに何ヶ月ぐらい前に予約した方が良いという目安は。(井上)
- 秋ごろか、年内には開催するという方向だと思うので、2ヶ月ぐらい前に日程を決めて、その日から開催日に向けて宣伝活動とかするというのが理想だと思う。現状は、

もうしばらく様子を見て、そのタイミングで開催され DRP 検討委員会会合で具体的に決めていくというようなイメージだ。(早川)

- この時点では、その様な進め方でよいかと思う。今、検討課題案と併せて見ているが、課題のリスト 3 のシンポジウムに関して、本日時点で他に議論しておくべきことは、あるか。(井上)
- 特にない。(林)
- 課題のリスト 4 は、紛争処理方針および手続規則改正に関して、一部 UDRP との差分が残っている部分を検討するということ、2020 年度の検討課題とすることについては、問題ないか。(井上)
- 2020 年度についての検討課題のリスト 4 としているところだ。UDRP との差異の問題についてどう整えるべきか検討するということだが、具体的にいつの会合で議論するか、具体的な案は、JPNIC の方で何かあるか。(井上)
- 今のところありません。参考資料 1-1 のチャーターには、本当にぎっくりとしか書いておらず、その先の具体的な案については、まだ考えていない。(林)
- 申し立てが色々と来ているのを見てみると、やはり公開代行サービスによって、登録者情報からは、真の登録者がよく分からないことが非常に多い状況で。それに登録が正しいとか、真の登録者が表に出るような取りきめというのはあると思うが、日本の制度というのでも何か紛争処理の方にも問題はありますが、登録する仕方に関して、より表に真の登録者が出るような仕組みにすることも含めた検討が必要なのではないか。(山口)
- これについて現状こういう問題があるのでとかこういう相手がどうかとか例を出していただく進め方もあるかと思うが、まだ具体的にこうあるべきというのは良くないが、今年の課題の中で検討していくということか。(井上)
- この公開代行サービスの件なのだが、ICANN の方のポリシーでも、プライバシープロキシサービスとして、代行サービスを提供している事業者の認定というレベルの検討が進んでいるので、そういったものをもしご検討の参考になるようなのであれば少しまとめて提供することは可能だと思う。(前村)

- それをここで考えると良いと思う。まずは始まりになるようなものを色々出して頂けるとそこから議論が進むと思う。(早川)
- これは次回に向けて検討させて頂きたいと思う。(前村)
- よろしく願います。皆さんこの点についてコメントなどありますか。次に、課題リスト 5 だが、パネリスト候補者への JP-DRP および手続規則の過去の改正およびその内容の周知（シンポジウムや研修会の開催）等を実施する。先程の日程の見直しで、パネリスト候補者研修会とあわせて、見直すところがあるので、そのイベントとも絡むと思うが、これについては、どのあたりまで話が進んでいるのか。(井上)
- パネリスト候補者研修は、去年の例だと、4月の末ぎりぎりに、7月29日に開催することが、決まったという感じだった。今年は、まだ日程を決めることは、できない状況で、仲裁センター自身の活動が、職員が会うことが難しい中、急遽、ウェブ会議のサービスを利用しようとかを、議論を始めたばかりで、パネリスト候補者研修も一定の数の人が集まるので、パネリスト候補者向けに案内を出してウェブ上での開催、リモートでの開催の必要性について検討を始めた状況で。方法も含めて未だ、全く決まっていない状況だ。(山口)
- 基本的なところだが、このパネリスト候補向けの研修会は JPNIC 主催でやるのか。(井上)
- 主催は、JIPAC。(林)
- 早川 JPNIC の立場としては、どういう立場で関わるのだったか。去年の例によると、JPNIC はどういう形で 関与したのだったか。(早川)
- 主催は仲裁センターだが JPRS と共に 講師をお願いしているということと会場代とか費用が発生した場合には 出して頂くということでやっている。結果的には一緒に場所を決めることもしますが、大体弁理士会会館が会場ということでもあり、仲裁センターの方が主催といえば主催ということになると思う。(山口)
- 過去の例を踏まえると、今年度も基本的には JIPAC 主導で決めていただくことで、実際に会場とかは JIPAC の意向で決めるということか。(井上)
- 去年 JPNIC と調整をしながら進めたので、今年も仲裁センターとしては、リモート

会議を利用していない状況でもあり、JPNIC から準備などについて、色々教えていただき、ウェブ上でのやり方を、相談させて頂きながら準備するという形になるかと思う。(山口)

- ・ 相談させて頂きながら一緒にやらせてください。実際の改正内容の周知については、パネリスト候補者研修会が、基本だろうが、シンポジウムをどう活用するかとか、電子化についてはマニュアルなどを作って、パネリスト候補者と共有するか、そのような手段も含めて検討してみてもどうかと考えている。(林)
- ・ パネリストの方に予定を調整して頂くと思っても、限界があり、顔を合わせて全員が参加して頂けるとは限らないので、人それぞれに、ご都合のいい時に情報を得られるような方法として、研修以外のマニュアルであるとか 研修会の後、研修内容を資料化するか、録音情報だとか、その様なものを提供するかをして、何らかの形で、「JP-DRP の手続はこう変わりますよ。」ということを知れば、方法は問わないでよいのかなと思う。(山口)
- ・ 本日時点で、この点について、これだけは決めておくべきということはありませんか。この件は、山口先生に説明いただいたとおりでと思う。活動方針の中には含めるが、開催日程については、その時 JIPAC とも相談のうえ、電子化を踏まえて決定するという事かと思う。(井上)
- ・ 検討課題リスト 6 は、電子化実装のレビューを行い、課題などを検討するという事なので、先程議論した内容と被るところだと思う。それから検討課題リスト 7 は、ここで差し押さえなどへの対応の検討を行うということだが、これは以前もこの点について色々外部の方を呼んで、御説明いただいたりしたと思うが、今年度この点についてこのような形で進めたいというのは、JPNIC の方で、何か案はあるか。(井上)
- ・ 昨年度ご検討頂き、当面は手続規則などの改正の必要はないということで、DRP としては、粛々と優先して進めるというコンセンサスを得たと思うが、政策的に何らかの対応をするのであれば検討の余地があるということだった。前年度は、JPRS の方からさまざまな問題点と各国の状況などを説明頂いているが、JPRS からも意見を伺って、この件について今年度、別途政策的な検討が必要とか検討してほしいという依頼があるのであれば、その内容について検討課題として検討委員会で検討いただきたいと考えている次第だ。(林)
- ・ JPRS からの対応待ちということになるのか。(井上)

- ・ JPNIC から JPRS に質問してみる。(林)
- ・ それを踏まえて、更に検討するという事でよいかと思う。課題リスト 8 で他に本年度やらなければいけないこと、課題は何か思いつくものがあればということだが、委員の先生方いかがか。活動案に挙がっているリストについては、2020 年度に取り組んでいくことにしたいと思う。(井上)

議題 6. その他

- ・ 議題に戻ると、3 の 2020 年度の活動方針となっているのを、ただいま議論した。4、5 のそれぞれの日程についてもすでに議論したということになると思う。他に本日その他ということで議論すべき点は何かありますか。JPNIC の方から何かあるか。(井上)
- ・ JPNIC としては、これ以上はない。(林)
- ・ 次回 DRP 検討委員会会合の日程を決めてしまおうと思う。いつごろ開催するのだが、JPNIC として、いつごろというのはあるか。(井上)
- ・ 特段にはありませんが、年間 6 回 程度を想定していることと、6 月 15 日の理事会で、本日の議論を踏まえて答申案を上程するので、それ以降で良いと思っている。次の電子化とか実際の施行日を 踏まえると 7 月、8 月辺りでは開催していただいた方が良いと思う。(林)
- ・ 大体 2 ヶ月後ぐらいとかそんなイメージで良いと思っているのが、2 ヶ月後ということで 6 月の理事会で答申を受領した後ぐらいが良いのではないかと思う。(前村)
- ・ 6 月後半で、皆さん後都合いかがか。オンラインになるか、JPNIC での開催になる可能性も残っているのだが、何れにしても、具体的な日程を決めたいと思う。JPNIC として何曜日が良いとかはあるか。
- ・ 総会、理事会が、6 月 15 日に開催されるが、この状況下、それ以外で実際に会議室を使うような会議を設定しているというのではない。(林)
- ・ 会場としてはその通りだが、JPNIC 事務局の予定という観点から言うと、月曜日の

朝と、木曜日の午後一は避けて頂ければ、あとはどこでも対応できると思う。(前村)

- 例えばだが、6月24日水曜日は、如何か。(井上)
- 委員の先生方も大丈夫ですか。JPNICも大丈夫か。(井上)
- 大丈夫。(林)
- ICANN クアラルンプール会議が予定に入っており、そちらの方に取られているかもしれないが、スケジュールが空けば、参加させていただこうと思う。フルリモート会議と言うくらいで、東京にいます。会議時間帯は未定なので、できるだけ調整すると言うことで、もし、参加できなくても、林がとり回せばよいと思っている。(前村)
- ICANN がランチの時間帯でやるか言うのは、わからないということなので、日本時間で午前10時からと決めるのはどうか。
- それでは6月24日水曜日10時から12時ということで設定をさせていただく。(林)
- 本日は、以上ということにする。(井上)

以上をもって、DRP 検討委員会委員長の井上氏により会議は11時10分に閉会された。

以上